ロ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ハ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ニ　違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

○環境省告示第百二十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、蕪栗沼鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年十月三十日

環境大臣　大塚　珠代

一　名称

蕪栗沼特別保護地区

二　区域

宮城県登米市、栗原市及び大崎市の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十七年十一月一日から平成四十七年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

当該区域は、宮城県の北部に広がる平野に位置し、北上川の支流である旧迫川の氾濫原に形成された自然遊水地である蕪栗沼及びその周囲に近接した水田から成る。

このような自然環境を反映して、当該区域及びその周辺には、マガン、オオヒシクイ、オオハクチョウ等のガンカモ類が毎年概ね六四〇〇〇羽程度渡来し、全国でも最大級の規模の渡り鳥の越冬地として重要な区域となっているが、当該区域はその中でも特に重要な採餌及び休息の場、ねぐら等として利用されており、渡来する個体群の維持を図る上で重要となっている。また、近年、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のシジュウカラガンの渡来が確認されている。

このように、当該鳥獣保護区の中でも、蕪栗沼及びその周辺に近接する水田は、マガンを始めとするガンカモ類の採餌及び休息の場、ねぐら等に利用されていることから、特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　集団渡来地の保護区として、マガン、オオヒシクイ、オオハクチョウ等のガンカモ類の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。

ロ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ハ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ニ　違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

○環境省告示第百二十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

更新された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年十月三十日

環境大臣　大塚　珠代

一　名称

最上川河口鳥獣保護区

二　区域

山形県酒田市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十七年十一月一日から平成四十七年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、山形県酒田市に位置し、最上川河口部、その周辺沿岸海域、赤川河口部及び両河川から運ばれる土砂によって形成された海岸砂丘から成る。最上川及び赤川河口部の河川敷には湿地、ヨシ群落、ススキ等の草原が残されているほか、最上川河口部は酒田本港及び北港の防波堤により荒天でも波が比較的穏やかである。また、海岸砂丘にはハマニンニク等の砂丘植物群落のほか、飛砂防止のためのクロマツの植林地が広がり、当該区域の背後は庄内平野の水田地帯となっている。

このような自然環境を反映し、当該区域にはマガンやハクチョウ類を含むガンカモ類が毎年概ね一〇〇〇〇羽程度渡来し、採餌及び休息の場、ねぐら等として利用するなど、渡り鳥の越冬地等として重要な区域となっている。特に、コハクチョウは、東アジア地域個体群の一パーセントを超える三〇〇〇羽程度が毎年渡来し、国際的にも同個体群にとって重要な区域である。また、海岸砂丘を中心に、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のチュウヒ、絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシ及びハヤブサ等、クロマツの植林地には絶滅危惧ⅠA類のチゴモズ等の希少な鳥類も確認されている。

このように、当該区域では、希少な鳥類の生息や繁殖も確認されており、コハクチョウをはじめ多くの渡り鳥が越冬、採餌及び休息の場として利用していることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　集団渡来地の保護区として、コハクチョウを始め多くの渡り鳥の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。

ロ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ハ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ニ　違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

○環境省告示第百三十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項の規定に基づき、平成二十七年十一月一日をもって次のように鳥獣保護区を変更することとしたので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

変更された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年十月三十日

環境大臣　大塚　珠代

一　名称

福島潟鳥獣保護区

二　区域

新潟県新潟市及び新発田市の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、新潟県新潟市及び新発田市にまたがり阿賀野川と加治川に挟まれた新潟平野の最低部に位置する約二三一ヘクタールの潟湖であり、ガンカモ類及びハクチョウ類が毎年一〇〇〇〇羽程度越冬し、渡り鳥の越冬地として全国でも最大級の規模を持つ。特に、環境省が作成したレッドリストに掲載されている準絶滅危惧のオオヒシクイは、毎年五〇〇〇羽以上の越冬が確認されている。また、同レッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシ及びオオワシ並びに準絶滅危惧のマガンの越冬も確認されている。

このように、当該区域はオオヒシクイを始め多くの渡り鳥の越冬地として重要であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。